

魚病対策促進協議会

(第12回)

農林水産省消費・安全局

魚病対策促進協議会

令和8年3月17日（火）

14：00～15：24

Web会議（座長、座長代理、事務局

中央合同庁舎4号館12階 1219号会議室）

議 事 次 第

議題

- （1）魚病対策の迅速化に向けた取組状況について
- （2）その他

午後2時00分 開会

○芳之内室長 定刻になりましたので、第12回魚病対策促進協議会を開催いたします。皆様、本日はお忙しい中、御参加を頂きまして誠にありがとうございます。

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室の芳之内でございます。

本日は、前回の11回るときと同様に、廣野座長、それから和田座長代理には東京の霞が関の会議室にお越しを頂いておりまして、そのほかの委員の皆様におかれましてはウェブでの御参加による開催でございます。

それから、本日でございますけれども、委員の全国海水養魚協会、竹田委員、同じく全国海水養魚協会の前田委員、それから全国消費者団体連絡会の廣田委員、それから科学ジャーナリストの松永委員の、4名の委員の方々が残念ながら御欠席となっておりますが、12名の委員の方々ににおかれましては出席を頂いております。今回の会議につきましては全委員が御出席いただける日程での開催とはならず、申し訳ございません。

また、第1回の協議会より御出席を頂いておりました升間委員と逸見委員が、御所属の大学、企業をそれぞれ御退職されるということで、委員御辞退の申出を頂きました。これまで本当に大変ありがとうございました。感謝申し上げます。

お二人の御後任といたしまして、近畿大学水産研究所の白樫正教授、それから、鹿児島県の水産関係の会社でございますグローバル・オーシャン・ワークス株式会社の佐山明子獣医師に、それぞれお引受けを頂くことになりましたので、お二人から一言ずつ御挨拶を簡単に頂きたいと思っております。

まず、白樫委員、いかがでしょうか。

○白樫委員 こんにちは。近畿大学水産研究所の白樫です。

寄生虫病を主に研究しておりますけれども、現場を有している水産研究所に所属しておりますので、養殖現場の立場からも何か御意見とか、お役に立てることがあればと思っております。よろしくお願いいたします。

○芳之内室長 お願いします。

続きまして佐山委員、よろしくお願いいたします。

○佐山委員 グローバル・オーシャン・ワークスの佐山明子です。

現場の獣医師として働いているので、現場の声を上げられたらいい、力になれるのかなと思って参加させていただくことにしました。よろしくお願いいたします。

○芳之内室長 ありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

さて、議事の方に戻りまして、報道関係の方も含めまして、傍聴で御登録の皆様はウェブで参加を頂いております。今後、通信状況によりましては不都合の生じることもあるかと存じますけれども、御容赦願いたいと思いますが、もし会議中にどうしてもつながらないといったようなことが発生しましたら、チャット機能又は、先日御連絡しております事務局の連絡先まで直接の御連絡を頂けたらと存じます。

また、今協議会の傍聴につきましてはマイクロソフトTeamsを使っております。傍聴の方々については、会議中は終始カメラオフとミュートで傍聴いただけたらと思います。

なお、今回の会議、冒頭のカメラ撮りの登録ございませんでしたので、このまま進めさせていただきます。

引き続き私の方から、開会の挨拶がまだでしたので、このまま申し上げますけれども、改めまして、本日は、委員の皆様におかれましては御都合つけてくださり、ありがとうございます。

また、先ほど申し上げたとおり、日程調整がなかなかうまくいかずでして、昨年度の会議の最後に廣野座長から、この会議、毎年度1回は開催しましょうと締めていただいたので、年明け、早速張り切って日程調整したんですけれども、皆様御多忙だということを失念しておりまして、本当に今日決め打ちの会議になってしまったこと、改めておわび申し上げます。

御欠席の委員の方におかれましては、この会議、議事録作成いたしますので、それをもって、また改めて御説明という形にさせていただきたいと思います。

また、出席の皆様におかれましては、こちらの会議を優先していただいたことに、改めて感謝申し上げます。

議事の内容でございますけれども、後ほど詳細御説明いたしますけれども、規制改革の計画に沿って魚病対策を迅速に進めていきたいと思いますということで、魚病の専門家のスキルアップとか、遠隔診療の推進だとか、さらには水産用医薬品の開発、それから実用化に向けた促進ということで、それぞれかなり専門性の高い分野を先生方と一緒に進めてこられたということは、本当にこれは確かなものだと思っておりますし、また今後引き続き進めていくことと、更に集中してやらないといけないってことも、もう12回を迎えていますので、明確だなと思っております。本日は御説明させていただきますので、どうか御意見等をよろしくお願ひしたいと思います。

こちらで挨拶とさせていただきます。

また、議事の方でございますけれども、本日は議題一つ御用意しておりまして、前回同様、「魚病対策の迅速化に向けた取組状況について」としまして、前回からと同様、まとめて各担当から報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、配布資料の確認でございますけれども、議事次第に書いてありますが、3番の配布資料の記載を御覧ください。議事次第と委員名簿と開催要領、それから資料1、厚いもの、こちらがございますので、不足がございましたら事務局までお申し出ください。

また、毎回ですけれども、議事録を作成いたしますので、御発言いただく際には挙手機能を用いるかチャット機能で、挙手ということでお示しいただいたらと思います。確認でき次第、事務局から指名させていただきますので、マイクミュートをオフにして御発言ください。また、最初にお名前をおっしゃっていただいたら助かります。

それでは、これより議事に入ります。

ここからは、議事進行を座長の廣野委員にお願いいたします。

また、進行の補佐を座長代理の和田委員にお願いいたします。

なお、Wi-Fi回線の負担をなるべく軽減したいと思いますので、ここからはビデオをオフにさせていただきますので、どうか御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○廣野座長 座長の廣野です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には議事の円滑な進行に協力を、よろしくお願いいたします。

それでは早速、事務局の方から資料についての説明を、よろしくお願いいたします。

○芳之内室長 それでは、資料を説明させていただきます。資料1を御用意ください。

冒頭の事務局の紹介、遅れておりましたけれども、本日の事務局は私のほかに、水産防疫担当の佐藤補佐と、同じく防疫担当の野々下、それから水産用医薬品担当の森口と清田、それから進行補助で片野が控えております。このメンバーで進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1を御用意いただきたいと思います。

昨年からの進捗も含めて、この資料の1に取組状況をおまとめしております。資料1、初めての方もいらっしゃるかもしれませんのでおさらいしていきますと、この協議会は規制改革の実施計画に基づいて取組を実施してきておりまして、これまでも何度も公開しておりまして、今回の資料では7ページ目と13ページ目と19ページ目に記載しており、それぞれ対応すべきことは既に措置済みということになっております。

このように継続的にフォローアップを行っているということは、取組の方向はしっかり

進んでおり、今後もこの取組をしっかりと継続してフォローアップしていきましょうという評価となっていると認識しております。まず、この位置づけについては最重要と考えていますので、最初に申し上げさせていただきます。

それでは、前置きが、またいつものように長くなりましたけれども、これからは当室の各担当者から順番に、各項目に従いまして、これまでの取組を振り返りながら御説明させていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

○野々下係員 それでは、魚病被害の状況というところで、資料のページ番号、右下2ページから、私、水産安全室、野々下の方から御説明差し上げます。

まず、こちらのグラフ、日本における魚病被害の概要になっております。青い棒グラフは養殖生産額、折れ線グラフのうち、黒い方が全体の魚病推定被害額、オレンジ色がついている折れ線グラフがブリの魚病推定被害額となっております。

令和5年の魚病推定被害額、全体で約113億円となっており、分母を養殖生産額、分子を魚病推定被害額で算出している被害率を出してみますと、約2.7%となっております。

このグラフを見ていただきますと、全体の魚病推定被害はここ数年100億円程度、ブリでは50億円程度のところで推移しておりまして、急激な変動というものは認められておりません。

次のページ移っていただきまして、これらのうち、特に主要な魚種における魚病被害の発生状況を載せさせていただきます。

いずれの魚種につきましても、合計推定被害額を見ていただきますと、ここ2年で大きな変化というものはありませんけれども、ブリ類では、被害率でいうと全体2.7%だったところ、それを上回る3.7%となっておりまして、複数の疾病が分散しているという状況がうかがえると思います。

また、フグ類については次のスライドに出てくるんですけども、マダイでは被害の割合が特定の疾病に偏ってしまっていて、それが継続している、以前から継続しているという傾向にあると考えております。加えて、マダイ、クロマグロでは、同一の疾病が昨年度から引き続き1位を占めているという状況でございます。

次のページに移りまして、こちらはウナギ、サケマス、フグの仲間の被害についてです。

令和4年と令和5年の結果を見ていただきますと、フグ類については、先ほども触れましたが、被害の割合が特定の疾病、一つの、粘液胞子虫やせ病に偏っているところです。

ウナギ、サケマス、フグ類、このページに載っているものは全て、同一の疾病が2年連

続1位が続いているという状況となっております。

次のページに移りまして、魚病被害の発生状況に関する情報を水産安全室では公開しており、令和元年から農林水産省のホームページにおいて、「魚病被害の発生に関する情報」というページで公開しております。

今回、この資料用にQRコードも付けておりますが、こちらの中で、先ほど説明したような被害全体の被害額であるとか、今回は6種類しか載っていませんけれども、魚種の被害、魚種別の被害額、主要魚種については暦年の推移が見られるようなもの、そういう掲載もしております。こちらについては、お時間のあるときには是非見ていただければと考えております。

私の方からは以上です。

○佐藤補佐 続きまして、水産防疫班の佐藤から、6ページ、規制改革実施計画の実施項目ごとの対応状況について説明させていただきます。

7ページ、三つある課題のうち、最初の課題の1、実施項目bです。

効果的な対策の在り方と、その費用負担の在り方について検討するということにつきましては、令和4年に開催されました第8回協議会において、疾病発生状況や被害率に留意し、防疫措置を組み合わせ対策、防疫・魚病対策費用は養殖業者による自己負担が基本で、国は公益性の高い分野へ支援という結論を受けまして、引き続き継続的にフォローアップを実施するという事になっております。

続いて、8ページです。国の取組について、(1)複数の防疫措置を組み合わせた対策の推進ですが、国の補助事業で、全国3地区において、複数の防疫措置を組み合わせた防疫対策のモデルを作るという事業を実施しました。事業は終了いたしました。引き続き横展開に努めてまいります。

(2)国の取組としての技術開発です。公益性の高い分野については国の方で取り組んでいくということでございまして、①の疾病の防除法の開発・普及について、消費・安全局で持っていますレギュラトリーサイエンス研究推進事業で令和5年まで実施いたしました。関係する資料は水産技術研究所のホームページに公表されております。「魚介類疾病に関する情報」で検索していただきますと、対象疾病の診断や防除マニュアル等が公開されておまして、水産試験場等の関係者に周知し、現場で使っていただけるようにしております。

また、右側の②大量へい死への対応・特定疾病のまん延防止対策について、アコヤガイ

のビルナウイルスやカンパチのレンサ球菌症、コイヘルペスウイルス病について、引き続きまん延防止対策等を実施しております。

○清田係員 では次、9ページに移ります。

水産安全班安全企画係の清田と申します。よろしくお願いたします。

公益性の高い分野への支援として実施している技術開発のうち、水産用医薬品に関する部分について、当方から御説明いたします。

記載のとおり、水産用医薬品等の充実を図るため、水産防疫対策事業や、当課の補助事業である動物用医薬品対策事業、水産庁の事業などを活用して、その実用化を促進しているところです。これらは記載のとおり、ア、ワクチン等の実用化促進、イ、抗菌剤や駆虫剤などのワクチン以外の医薬品の実用化促進、ウ、医薬品を効果的に活用するための技術開発又は検討事業の、大きく三つに分けることができまして、様々な角度から製薬メーカーさんや研究機関の皆様方の御尽力を頂いて取組を進めております。

次のページに移ります。

続きまして、前のページで御説明しました様々な事業のうちから、近年の事業成果の例として二つ御紹介させていただきます。どちらも令和7年に承認し、実用化されているものになります。

一つは、左側に記載のあるブリ属魚類のワクチンになります。令和7年3月に承認し、同年5月に販売が開始され、既に現場でも積極的に使用されていると伺っております。

念のため申し添えますと、こちらは、魚病対策促進協議会、本協議会において今後取り組むべき事項の一つとしている、ブリ属の α 溶血性レンサ球菌のⅠからⅢ型に対応する世界初の混合ワクチンでございます。ブリ属魚類のレンサ球菌症はブリ属における被害割合の高い疾病として、令和5年では2位、令和4年では1位でしたので、ワクチンの効果でレンサ球菌症の発生被害が減ることにより、生産性の向上のみならず、抗菌剤使用低減にも期待できるものと考えております。

もう一つは、右側に記載の自動連続注射器です。令和7年2月に承認し、同年11月から販売開始されており、作業者の負担軽減や安全性の向上、そして効率的なワクチン投与に期待できるものと承知しております。

○佐藤補佐 11ページ、今後の取組につきまして、衛生管理の徹底に資する情報の収集・普及、また、医薬品の適正使用及び抗菌剤に頼らない養殖生産体制、また、ワクチン接種による疾病の予防等、複数の防疫措置の組合せにより総合対策を推進。そして、最新の国

際基準・情勢の収集、技術開発、アクティブサーベイランスの実施を行ってまいりますが、それらの予算の一つが12ページ、水産安全室で実施している水産防疫対策事業です。

令和8年度の事業内容ですが、1の水産防疫対策事業委託費で、調査や研究、人材育成等を行っております。また、左下の2の魚病迅速診断体制構築モデル事業において、遠隔診療技術等による広域の迅速診断体制の構築を行い、全体として昨年と同額の8,300万円となっております。

続きまして、13ページです。

課題の(2)ですが、実施項目c、獣医師等は、初診から遠隔診療が実施可能であることを通知より明らかにする。実施項目d及びeで、通知の内容を周知徹底した上で、活用実態を継続的に調査・公表、活用事例を獣医師等に直接周知徹底を行うということで、これらの取組につきましても継続的にフォローアップをしております。

14ページです。魚病診断に協力できる獣医師のリストの作成・共有ですが、水産分野に強い獣医師を育て、リスト化して都道府県に共有し、養殖業者の方に活用していただくために取り組んでいるものでございます。出入りもありますが、令和8年2月時点で82名の方に登録いただいております。

15ページの 獣医師のスキルアップへの取組です。

獣医師の方を対象とした研修事業を令和7年度も実施しております。今年度につきましては、北海道でマス類、鹿児島でブリ類を対象に、養殖施設見学や実際に解剖を行った魚病診断を実施いたしました。鹿児島で行ったブリ類研修では、今回から本協議会の委員となられた佐山獣医師を講師として、民間会社の管理獣医師としての魚病診断の取組や都道府県との連携について、その実態や御苦勞についてお話いただきました。

16ページです。

遠隔診療に関する技術研修ですけれども、遠隔診療に取り組んでいるニッスイさんの協力により、都道府県の若手職員に対しウェアラブルカメラを用いて研修を行っております。遠隔地で解剖された病魚を、東京の研修会場とつなぎ模擬診断を実施しております。東京会場から指示を行って、解剖された映像に映し出された病態から疾病を特定するという研修です。

続いて、17ページです。

都道府県の魚類防疫員の更なるスキルアップのための研修も実施しております。本協議会の中居委員の協力を得まして、岐阜県水産研究所下呂支所にて行いました。診断実習や、

参加者が持ち寄った魚病診断カルテや、診断上の工夫について、ディスカッションを行っております。今回4回目の開催となりまして、若手魚類防疫員の方々にとって貴重な経験になったと思います。

18ページです。

今後の取組につきまして、引き続き、遠隔診療についての取組事例を集めてまいります。

また、気候変動等による陸上養殖の新規参入や、養殖魚種の多様化により水産試験場で不慣れな魚介類の診断に対応できるよう、モデル事業により都道府県の垣根を越えた広域の迅速診断体制の構築の支援を引き続き続けて行ってまいります。

また、リスト獣医師の方々の、都道府県魚病担当者の方々への技術研修、そして、現在全国で10ある都道府県水産試験場を構成員とする魚病のブロック会議がありますが、そこで現場の意見を聞くことや、資料の右下にあるような手引の見直しに取り組んでまいります。

○森口係長 続きまして、課題3について、水産安全班の森口から御説明いたします。

19ページを御覧ください。

規制対策実施計画、実施項目aとbを合わせて、課題3として整理しております。

実施項目aは、獣医師による適用外使用の実績を集積・分析し、使用基準の見直しに反映するという項目でした。

実施項目bは、課題1と重複しますが、ワクチン接種の推進等が掲げられておりました。

このaとbを合わせて、令和3年度に開催した第8回検討会において、オレンジの枠に記載のとおり、複数の防疫措置を組み合わせることで感染症対策を最適化することと結論づけられており、この取組につきましても継続的にフォローアップしております。

20ページを御覧ください。

これまでの経緯としまして、使用基準見直しの検討を行う事項の選定のための基本的考え方①から⑥を踏まえて、本協議会において7疾病を今後取り組むべき事項として定め、この疾病の対策に資する医薬品の実用化に向けた取組を進めているところです。

21ページを御覧ください。

取り組むべき事項の各取組の進捗状況を御説明します。

まず、1段目の冷水病と2段目のべこ病は、それぞれ治療薬を承認し、対応済みです。

続いて、3段目のマグロのイリドウイルス病とレンサ球菌症は、9ページに記載していましたが、幾つか事業が動いていまして、引き続き製薬メーカーさんがワクチンを開

発中でございます。

4段目のブリ属の α 溶血性レンサ球菌症は、課題1での御説明のとおり、 α IからIII型に対応するワクチンが今年度実用化されております。表内の2ポツ目、3ポツ目に記載のとおり、引き続きワクチンの承認以外の対策手法も検討を進めているところでございます。

5段目のブリ属の細菌性溶血性黄疸は、開発意欲のある製薬メーカーさんがいらっしゃいますので、引き続き水産試験場や水技研との協力体制を構築しているところです。

6段目のマダイのエドワジエラ症につきましては、今はヒラメのエドワジエラ症の治療薬の実用化に向けて、水産試験場と製薬メーカーさんとで事業を活用して開発を進めていただいております。このヒラメの知見の活用により、マダイを含む他の魚種のエドワジエラ症の製剤開発に向けた取組も進めていければと考えております。

続きまして、22ページを御覧ください。

製薬メーカー様との意見交換によって把握した課題に対する対応状況の進捗について御説明します。

魚種を包括したワクチン対象の拡大について進展がございますので、前提からまずお話しさせていただきます。

現在は、ブリ属魚類とマハタ及びマハタ属魚類について、属で包括して承認申請する場合はこういった試験をして申請資料を提出してくださいという、ガイドラインのようなものを動物医薬品検査所長通知において定めているところです。これについて、ほかの魚類でも種以上の枠組みで包括して承認するための試験指針をお示しした方が、製薬メーカーさんの採算性の課題ももう少し解決できるかもしれない、多種少量生産にも対応できるかもしれないということで、令和4年度から事業で科学的知見を収集していただいております。

その結果、方向性が見えてきましたので、今は水産用医薬品の承認審査を行う水産用医薬品調査会でその成果をお話しし、今後さらに調査会でガイドライン案の検討をし、その後、所長通知を改正するという流れを予定しております。

ほかの事項については、いずれも対応済み又は継続して対応中ですので、本日は説明を割愛させていただきます。

続いて、23ページを御覧ください。ここからは、今回の協議会において取り組むべき事項を決定するための調査結果の御説明に移ります。

例年のとおり、獣医師による適用外使用等の実績調査及び水産用医薬品要望調査を行い

ました。

では、まず、獣医師による適用外使用等の実績調査の概要を御説明します。

調査手法は、例年のとおり、水産安全室からリスト獣医師の皆様にもメールでアンケートを送付し、令和6年10月1日から令和7年9月30日の1年間を調査対象期間として調査をしました。この結果、5施設から計18件の事例を得ました。

この調査に御協力いただいた獣医師の皆様にも、この場を借りてお礼申し上げます。

続いて、24ページ。

調査結果として特徴的なものを御説明しますと、まず、シマアジのレンサ球菌症対応のワクチンを接種しているという回答が7件得られました。私ども、いろいろなところでシマアジでレンサⅢ型の被害に特に悩んでいるとお伺いしておりますので、その対処として、現場でブリ又はブリ属魚類に承認されているレンサ球菌症ワクチンをシマアジに接種されているものと認識しております。

また、ヒラメで承認されている抗菌剤は、現在オキシテトラサイクリンのみですので、フロルフェニコールやホスホマイシンをエドワジエラ症治療のために使用しているという回答が計4件得られました。

あとは、令和7年の2月に承認したフェノキシエタノールを主成分とした麻酔薬につきまして、こちらは使用基準ではスズキ目魚類を対象としているところ、こちらをヒラメに使用した事例の回答を得ております。

続きまして、25ページに移り、水産用医薬品要望調査の概要を御説明します。

こちらは、水産防疫対策事業を活用して日本水産資源保護協会様に集計いただいております。アンケートにより、令和6年1月1日から12月31日の1年間を調査対象期間として調査しました。この結果、47都道府県から461経営体、2,072件の回答を得ました。そして、所定の手順により集計した結果、1,897件の要望を得ました。

本調査に御協力いただきました日本水産資源保護協会様、水産試験場の皆様、養殖業者の皆様にも、この場を借りてお礼申し上げます。

26ページに移りまして、調査結果をお示しします。

左側が魚種別、右側が疾病別としております。このうち、要望の多かった上位10種を取り出しております。基本的には例年のとおりの結果となっております。

27ページに移りまして、水産用医薬品要望調査の魚種ごとの要望を表にしてまとめますと、こちらのスライドのとおりとなっております。このうち、今年度の獣医師による適用

外使用等の実績調査で使用の実績が確認されたものを青色と黄色で塗っています。

調査結果の説明は以上でございます。

28ページを御確認いただき、調査結果を踏まえた見直しの進め方は記載のとおりとなっております。

要望調査と適用外使用等の実績調査を含めて、さらに、この基本的な考え方を含めて、今後取り組むべき事項として追加すべきものを検討することとしております。

その結果、何が候補になったかといいますと、こちらの、ちょっと見えにくいんですけども、左側の黄色で囲んでいるところの疾病になっております。

これに加えて、マグロが例年追加されておりますのでマグロも加えまして、事務局としましては、29ページに記載の5疾病について、引き続き同じ方向性で、関係者の皆様の御協力を頂きながら取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○芳之内室長 以上が資料1の説明になりまして、30ページ弱の資料、駆け足でしたが、それぞれ説明させていただきました。

例年どおり魚病被害が発生しているということと、課題三つに分けて、それぞれ事業などを活用して対策を推進しているということ、それから、魚病に詳しい獣医師の方々、出入りあるということでしたけれども、昨年と同様82名の方々はしっかり対応いただいているということ、それから、各種研修を進めていたり、遠隔診療もしっかり事例が増えているということ、それから最後、ボリュームあるのは水産用医薬品ですけども、こちらも確実に昨年度よりかは対象になっている承認されたワクチンも増えていきますし、魚種を包括したワクチンのことも動きが出てきているということで、それぞれ説明をさせていただきました。

以上が事務局からの説明でございました。

○廣野座長 御説明、どうもありがとうございました。

事務局からは、本年度の規制改革実行計画のフォローアップ結果において措置済み、継続的にフォローアップと整理されていることが報告され、これまでの取組の成果と取組を……

(音声トラブルで一時的に中断)

○廣野座長 大丈夫ですか。

事務局からの説明、ありがとうございました。これまでの取組と、それ、成果と取組を

引き続き継続していく旨の説明がありました。

魚病対策の迅速化のため、獣医師との連携強化、魚類防疫員のスキルアップ、モデル事業の実施などによる遠隔診療を活用した診断体制の実証、医薬品の開発支援及び制度の見直しなど、継続していただきたいと思えます。

それでは、事務局からの説明について委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いします。

白樫委員、お願いします。

○白樫委員 途中から来て、細かい点で申し訳ないんですけども、資料11ページの今後の取組のところで、抗菌剤に頼らない養殖生産の体制と書いてありますけれども、こちら、抗菌剤だけなんですかね。例えば駆虫薬とかの使用を少し軽減しようとかというのには、取組としては推進することはないというか、それは含まれていないということですかね。

○森口係長 水産安全班の森口です。

こちらの記載は、AMRの対策を考慮したということでこういう書きぶりになっていて、今はAMRでは抗菌剤について基本的に進めていますので、それでこのような書きぶりとなっております。

○白樫委員 目的はそっちなの分かりました。ありがとうございます。

○廣野座長 ほか、いかがでしょうか。

福田委員、お願いします。

○福田委員 差し支えない範囲で教えていただきたいんですけども、9ページの抗菌剤等の実用化推進の中で、ブリ類のミコバクテリウム感染症が挙げられているんですけども、これについて実用化の見通しというか、そういったものが得られている状況なのかどうかってことをお尋ねしたいんですけども、いかがでしょうか。

○清田係員 水産安全班の清田と申します。御質問ありがとうございます。

こちらの資料にて公表している情報につきましては、それぞれの事業の詳細について、各製薬メーカーさん等の各企業の知的財産に関わってくる部分もあるかと思えますので、こちら（事務局）から詳細な説明の方につきましては差し控えさせていただきますと幸いです。

○福田委員 ありがとうございます。

非結核性の抗酸菌なんですけれども、人と共通なバクテリア、病原体があつたりするので、広がったときにすごく風評被害等のおそれがあるので、開発、是非できるものは進め

ていただきたいと思っております。

以上です。

○森口係長 水産安全班の森口です。

水産庁のホームページをのぞいていただくと記載があったりしますので、またのぞいていただければと思います。

○福田委員 ありがとうございます。

○森口係長 よろしくお願ひします。

○廣野座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

森友委員、お願いします。

○森友委員 獣医師向けの研修会が今年、北海道であったとお話がありましたが、そのときに「マスノスケ」を対象にしたとの説明があったと思うんですけども、そのマスノスケは、は、水産用医薬品の対象分類では、にしん目・サケマス類の範疇に入るのでしょうか。それとも、これは新規の魚種ということなんでしょうか。

○野々下係員 お答えさせていただいてもよろしいでしょうか。水産防疫班、野々下です。

マスノスケ、和名「マスノスケ」ですけども、一般の流通等で使われている名称としては「キングサーモン」になるかなと思います。こちらはサケ科魚類でございますので、サケマス類の医薬品であるとか、そういうものが使用できる魚種ということになるかと思ひます。

○森友委員 分かりました。

それと、続けて質問してよろしいでしょうか。

○廣野座長 お願いします。

○森友委員 24ページですけども、25かもしれません、一覧表ですけども、水産医薬要望調査の結果、詳細ですけども。

○森口係長 27です。

○森友委員 そうですね、これです。ありがとうございます。

いわゆる獣医師の適用外使用があったものは青ないし黄色ということで、4件ということとでよろしいんでしょうか。

○森口係長 この表の中で、適用外使用等の実績があったものが四つ、4か所塗られているものになります。

○森友委員　そこで思うんですけれども、要望があった件数の中で、適用外使用が実際に行われたものは極めて数が少ないように思われるんですけれども、これは去年の実績ですよ。

○森口係長　はい。令和7年度の獣医師への調査を基に色塗りをしております。

○森友委員　適用外使用という場合、きちんとした科学的な根拠が必要であり、基本的に何らかの論文などを参考にすることになると思うんですけれども、日本においてはそういった論文等がほとんどなくて、実際に獣医師が適用外ができにくい環境にあると思います。そういった場合、獣医師が適用外の使用を安心して使えるような、データベースの整理を考えていらっしゃるのか。

　　以上です。

○森口係長　ありがとうございます。

　　データベースの整備ということで御指摘いただいたんですけれども、基本的には、最終的には、より広く皆さんが使えるように承認を目指せるのがベストだと考えておまして、それで今、事業を様々活用していただいて、獣医師の方も、あとは製薬会社の方、あと県の方などに、様々、医薬品の実用化ということで、事業を活用して進めていただいているところです。

○森友委員　まだ続けてよろしいですか。

○廣野座長　はい。

○森友委員　例えば、大動物の獣医師は、牛で使われている、承認されている薬があった場合、それを豚に適用外使用する時、アメリカ農務省などのホームページにその基準となるデータがあって、それを基に使っているとかというような話を聞いたことがあるのですが、そういったものが今後できないかなと思ったわけです。農水の方ではどのようにお考えでしょうか。

　　以上です。

○森口係長　現時点では、より広く皆さんに使っていただくようにという方向性で、承認も含めた形で実用化を目指していただくという方針で進めております。

○森友委員　ありがとうございます。以上です。

○森口係長　ありがとうございます。

○廣野座長　ほか、いかがでしょうか。

　　高野委員、お願いします。

○高野委員 共立製薬の高野です。いつもお世話になっております。

先ほどの適用外使用についてなんですけれども、弊社共立製薬におきましては、ワクチンに関してですけれども、対象魚種以外のもの、データが取れました場合は積極的に魚病学会等で発表させていただいております。目的としましては、対象魚以外の魚種でも、必要な場合はそれを参考に、県の先生と御相談して、又は獣医師の先生と御相談して、使用していただければと思っております。

以上です。

○廣野座長 ありがとうございます。

福田委員、お願いします。

○福田委員 すみません、同じく適用外使用のところのお話ですけれども、獣医師さんによる実績調査の結果、24ページのところで、ヒラメにフロルフェニコール、意外と3例で使われていると思うんですけれども、私の経験では、スズキ目で定められている規定量をヒラメに投与すると極度の食欲不振を起こしまして、数日後から全く恐らく投薬が困難になるケースを経験しております。今回どれくらいの量でドーズでヒラメに投薬されるように処方されたのか、私分かりませんし、この調査に協力していただいた獣医師さんに細かく聞くのも難しいことだろうと思っておりますけれども、少し気になる点でございます。

幸いなことに、その後の養殖業者さんからの要望調査の方にはフロルフェニコールが挙がってきていないので、これは、その方向の研究が進まないのか、全然問題ないのかと思っておりますけれども、ヒラメにフロルフェニコール、私個人的には非常に合わない抗菌剤だと考えております。

以上でございます。

○廣野座長 福田委員、情報ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

高野委員、お願いします。

○高野委員 共立製薬の高野です。

最終ページのところで、今後の具体策の方針が御紹介されたところなんですけれども、その中にブリのノカルジア症ワクチンのことが挙げられておりました。ノカルジア症ワクチン、たしか27ページにもありました。業界の要望でも非常に多く、139件という御要望が上がっていたところで、非常に現場では悩まされているような疾病だと思います。

抗菌剤で対応されているところなんですけれども、抗菌剤の連続投与を行いますと耐性菌の

出現の懸念もございますので、ワクチンの要望は強く出ているというところだと思いますけれども、一方で、弊社も長らく取り組んでおりますが、効果あるワクチンというのが今まで成功しておらず、これまで検討しておりました不活化ワクチン、サブユニットワクチンというところでは、製品化については非常に困難かなと考えております。

その中で、現状の検討の中で、確実に効果を示すデータが得られているのが弱毒の生ワクチンでして、生ワクチンに関しましては細胞性免疫をしっかり誘導しますので、確実にノカルジア症を防御し得るツールと考えております。これまでに水産技術研究所様からも有効性を示すデータが公表されていたところだと思いますし、共立製薬に対しましても多くのブリの養殖業者様から、ノカルジア症の生ワクチンの要望を強く受けているという状況です。

ただ、現時点では、国内におきましては水産の弱毒生ワクチンは承認が頂けないルールとなっておりますので、弊社のような医薬品のメーカーとしては、なかなか開発検討を開始することができないという状況になっております。

一方、海外では、例えばアメリカとかカナダなどにおきましては、水産用の生ワクチンが認可されて使用されている事例もございますし、また、日本でも牛・豚などの畜産とか犬・猫におきましては生ワクチンが使用されている状況もありますので、そういった効果・安全性も確認されている状況ですので、そういったものを参考に、水産用の生ワクチンも今後、承認制度を検討できないかなというのを考えております。水産におきましては水系ですので、海という環境も加味すると、なかなか陸上の動物と何か同じように考えられないというところで、リスク評価も必要だとは存じますが、業界挙げて、何らかの形で検討ができないものかと考えております。

コメントさせていただきました。以上となります。

○廣野座長 高野委員、ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○森口係長 水産安全班の森口でございます。

高野委員から頂いたとおり、今、局長通知で、生ワクチンの承認についてはしないということになっているんですけども、事業の方で環境影響評価というものが、9ページに記載のあるとおり、動いておりますので、その結果も踏まえて検討していくという形で進めさせていただければと思います。

○芳之内室長 続いて芳之内からも失礼します。

高野委員から先ほどありましたとおり、要望調査の（結果の）中で、これほど1位、2位となるようなノカルジア症に対するワクチン投与の強いご要望ということがあるということは、我々よく認識しております、これらを公表しておいて、あとは、研究者の皆さんで研究してくださいとか、メーカーの皆さんで独自で開発してください、という意味で示しているわけではございませんので、先ほど森口からも申し上げたとおり、既に事業の方では検討も進んでいますし、私どもと水産防疫関係で一緒に各種作業を行っている水技研の研究も承知しておりますので、様々な要素がそろえば進捗しているものと考えておりますので、今後も御協力、よろしくお願ひしたいと思います。

○高野委員 ありがとうございます。前向きに御検討いただき、助かります。引き続きよろしくお願ひいたします。

○芳之内室長 ありがとうございます。

○廣野座長 ありがとうございます。

高野委員、それから事務局の方も高野委員のコメントに対して回答、ありがとうございます。

私は、一つ余計なことを言わせていただきますと、今、事務局からも説明がありました、局長通知で生ワクチンについては承認は認めないと。そうすると、研究をする大学にいる人間にしても、これをしても論文で終わるよねと。ではどうするっていう話になってしまうのですよね。ましてやメーカーは、もう最初から、そんな認められるかどうか分からないのに会社のお金は使えないよねってなるわけですよね。なので、その点を、まず事務局側、農水の消費・安全局の方で何らかの、何らかのというか、局長通知取り下げてもらうとかを考えていただかないと研究開発は進まないのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○森口係長 今後の具体的なスケジュールまでは今まだ申し上げることはできないんですけれども、着実に事業の方は動いていますので、その結果を踏まえて、関係者の皆様と御相談させていただきながら進めていきたいとは考えております。また進め方について引き続き御助言いただければと思います。よろしくお願ひします。

○廣野座長 ありがとうございます。御検討、是非よろしくお願ひいたします。

それでは、ほか、いかがでしょうか。

年に1度の機会ですから、何かございましたら是非。ございませんか。

なければ、ちょっと私。ありました。森友委員、お願ひします。

○森友委員 度々すみません。日本大学、森友でございます。

資料の14ページですかね。そこに獣医師のスキルアップへの取組という写真が4枚ほど出ているんですけども、私もこれに何回か参加したことがあるんですけども、魚病の診断に関しての充実したカリキュラムを、例えば福田先生なんかから懇切丁寧に教えていただいたんですけども、結局のところ、獣医師が求められるところは、最終的に残留があるかないのかとかいうのが非常に大事なところでありまして、できましたらそういう残留試験まで含めて講習を頂けないかなというのが、あくまでもお願いなんですけれども、今後そういうような予定はございますかというのが質問でございます。

以上です。

○野々下係員 ありがとうございます。水産安全室、野々下です。

御意見いただいたところは、ごもったもな部分、大変あると思っております。

それで、我々最近、去年もそうなんですけれども、令和6年、令和7年の北海道の研修において、北海道大学の笠井先生が実際に実施されている、キングサーモンに対する、エリスロマイシンの投薬を考えるとどういう残留試験をするか、私だったらどう考えるか、どういう試験をするかという体験談と、それを獣医師さんに御相談した際の体験談というか、そういう講義をしていただきまして、なかなかいろんな魚種でというのは、実例がすごく多いわけじゃないので難しいですけども、この場では笠井先生にお願いして、いろいろやってまいりました。これからもそういう事例を紹介できる場があれば探したいと思っておりますし、引き続きお願いするなり、考えてまいりたいと思っております。

○森友委員 ありがとうございます。

できたら、例えばそういう動画を公開していただくようなことができないかなと思ったんですけども。度々すみません、質問であります。

以上です。

○野々下係員 ありがとうございます。

どうしても実際にやっていただく先生の御了解とかもありますので、今後の事業の検討事項として考えていきたいと思っております。

○廣野座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

もしなければ、私からちょっと幾つか質問等々、簡潔にさせていただきたいんですけども。

12ページの水産防疫対策事業の予算事業、これ、水産安全室、水産メインでされている事業だと思うんですけども、これ以外にも消費・安全局、希少疾病だとか、ワクチン開発だとか、そういったもの、水産も対象になっているので、そういったものもありますよというのは広く知っていただくためにも、こういうところに掲載、今後していただければいいなと思いましたというのが一つ目です。

二つ目が次のページで、規制改革実施計画のところで、獣医師、これ、今さら言うのもなんで、「獣医師その他の水産動物の医療を提供する者」。この「その他の水産動物の医療を提供する者」というのはどういう人たちを想定して書かれていたんでしょうか。

○森口係長 魚類防疫員です。こちらのcですね、実施項目の。

○廣野座長 魚類防疫員は、動物の医療提供はできる。すみません、私、不勉強なんで。

ちょっと確認していただければいいなというふうに。

○森口係長 はい。ただ、魚病の診断等実施、今の現時点で実施いただいている皆様に対して、もう本当に皆様、初診から遠隔診療が実施可能であるということを通知により明らかにするというので、通知を発出しております。

○芳之内室長 1つ目の項目へ戻りますと、その他の予算事業、複数を最初の頃は掲載していたのです。廣野座長、よく覚えていらっしゃると思います。その後、スリム化して、代表的に載っているということですので、また次回復活させて、周知に使ってもいいと思いました。

○廣野座長 よろしくお願ひします。

書きぶりについても、たくさんこの「医療を提供する者」というのが想定されないんだったら、もう書き出せばいいのかなとも思ったりもした、魚類防疫員だとか魚類防疫士という感じで。

○佐藤補佐 ここはもうしっかり決められた……

○芳之内室長 そうです、規制改革事務局側の記述でございます。

○廣野座長 そうなの。

○芳之内室長 これは直せないんですよ。

○廣野座長 直せない。

○佐藤補佐 変えられない内容ですので。

○廣野座長 失礼しました。

○芳之内室長 もう閣議決定されているものでございますので。

○廣野座長 承知いたしました。

最後ですけれども、私からはですね。次のページの獣医師のリストがあるんですけども、これ、見にくいなと思ったんで、都道府県別にまとめてくれたりしていただいたらうれしいなと思いましたというコメントです。

○野々下係員 ありがとうございます。次年度以降、都道府県の方が見やすいようにしてまいりたいと思います。

○廣野座長 よろしくお願ひします。

○佐藤補佐 北海道から並べるといふことですか。

○廣野座長 そういう並び方はお任せするんですけども、多い順でもいいですし。

○芳之内室長 文字の大きさでなく、そのものを見やすくするといふことですね。

○廣野座長 県ごとにまとめていただけるといいなと。

○佐藤補佐 承知しました。ありがとうございます。

○廣野座長 では、和田委員の方、何かあればお願ひします。

○和田座長代理 座長代理の和田でございます。よろしくお願ひいたします。

幾つか指摘させていただきたいんですけども、4ページ目の欄外のアスタリスク1番、「サケマス類は、ぎんざけと内水面ます類の合計」とあるんですが、ギンザケ、非常に産業投資大きいんですけども、最近非常に、海面養殖のニジマスですとか陸上養殖のニジマスも特に大きな資本が入ってきていますが、これは含まれていないんですか。

この文言だけ読むと、ギンザケは入るけれどもといふことだと思ふんですけども。今後、すごく栄枯盛衰が激しいところらしいんですけども、先日の魚病学会でも、ラクトコッカス・ペタウリというニジマスに病原性のあるものがカワハギで出ていますので、その辺もできたらウオッチしていただければいいかなと思ひました。

○佐藤補佐 ありがとうございます。

○和田座長代理 それから、9ページ、先ほど福田委員からも御指摘ありましたミコバクテリウム症なんですけれども、この名前、いつまで使いますか。僕の知る限り、「ミコバクテリウム症」を使っているのは水産だけですね。ほとんどは「非結核性抗酸菌症」、「NTM症」といふ名前を使っています。これを使うと、福田委員もおっしゃいましたように、これ、ズーノーシス（人獣共通感染症）であるといふふうな誤解を与えかねないので、あえて魚は「ミコバク」といふことであらば分かるんですけども、あまりこれ今サイエンスとしては正確な名前ではありません。昔は「ミコ」って言ったらしいんですけ

れども、ちょっとそれも検討していただければいいかなと思いました。

○森口係長 こちらに記載させていただいているのは、と事業名からそのまま持ってきているので、そこだけ補足させていただきます。

○和田座長代理 是非そこも含めて一度検討してください。

○森口係長 ありがとうございます。

○和田座長代理 お願いします。

それから、先ほど廣野座長からもお話しした13ページの魚類防疫員ですけれども、これは前々から僕は非常に問題視しているところでありまして、魚類防疫員というのは都道府県知事さんが任命するんですね。特に資格云々はなしにして任命できます。ということは、その人のスキルは全く関係ない話になってくるわけですよ。ここで「水産動物の医療を提供する者」ってかなり重い文言になっていて、これがもう閣議決定されて変更できないのであれば、やはりある程度のスキルを持った人間を充てるという意味では、魚類防疫士であるとかそういったものをお考えで、もう一度進めていただけると有り難いかなと思いました。

それぐらいですかね。

あと、24ページに、適用外使用されたものということでワクチンが並んでいるんですが、ワクチンは適用外使用ですか。

○森口係長 説明を割愛してしまったんですけれども、この調査においては、23ページ、見ていただいてもよろしいですか。この調査において、左側のアからオについて適用外使用等と定義していきまして、ワクチンの、いわゆるおそらく「効能外使用」と言われるものも含めて「適用外使用等」と定義させていただいています。

○和田座長代理 ただ、そうすると、この水産用医薬品についての中では、使用基準のあるものに関しては適用外使用というのがあるんだけれども、適用外使用はワクチンにはないので、基本的には使用基準ありませんから。そこのところはきちんと峻別してくれないと、恐らくは獣医さんの方で混乱するのかなということになりますね。

いわゆるオンラベルの使用をするのかしないのかということであれば、これは、アメリカはそういう書き方をしますけれども、日本は「適用外使用」という文言がありますので、これについて、できたらもうちょっと、この表がすごく走り出してしまうので、表のところには何かただし書をしていただくと分かりやすいかなと思いました。

私の方から以上です。

○廣野座長 ありがとうございます。

いま一度、委員の皆様、御意見、御質問、よろしいでしょうか。

特にないということで。

1年ぶりの開催となりました本促進協議会ですけれども、令和元年9月に第1回を開催して以降、本日今回が12回目となりました。これまでに本協議会で取り上げた項目については、既にいずれも措置済みという整理がなされております。

この促進協議会のメンバーとしましては、第1回開催当初と比べますと、魚病対策の迅速化というテーマについては明らかに進化し、それが継続されていると考えております。今後も、遠隔診療・水産用医薬品といった分野は日進月歩で進んでいく技術と、それから、新たな現場のニーズを踏まえ検討を加速していくべき分野でもあります。また、獣医師や魚類防疫員、双方の積極的な人材育成なども引き続き取り組んでいただきたいと思います。特に医薬品の開発など、時間が掛かると感じられることも残っていると思いますけれども、今後も取り組んでいくべき個別課題も明確になっておりますので、この協議会の意見を踏まえながら、引き続き魚病対策の迅速化を、事務局それから協議会のメンバーの皆様と進めていければいいと思います。

本日も私、最後いろいろと余計なことも言いましたけれども、事務局の方でこういう資料も作っていただいて、魚病対策について積極的に進めていただいておりますので、今後も、協議会の委員の皆様、それから委員の関係者の皆様の協力が必要となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次、今後のスケジュールですけれども、事務局の方、いかがでしょうか。

○芳之内室長 スケジュールの前に、今回1点お知らせしたい事項がありますので、引き続き少しお時間頂きたいと思います。

規制改革や魚病対策迅速化の枠組みとは別に進んでいた取組でございまして、これが、水産防疫専門家会議というものを実は昨年度から開催しまして、制度の見直しを検討しておりました。魚病対策というのは大きく二つに分けられますが、この協議会で進めているような、既に国内に定着してしまった疾病への対策はこの協議会の主な課題ですけれども、それとは別に、法律に基づいて輸入の防疫を行ったり、特定疾病として指定して国内の防疫を進めていくという、法に基づいた制度が別にあるとしまして、そちらの見直しの検討を行ってまいりました。

先生方の中にはこちらの協議会と重なっている方々もいらっしゃるんですけれども、ち

ようど先週になりますか、改正省令の公布を行ったところをごさいますて、このことについて少し、事務局、野々下より御説明をさせていただきます。

○野々下係員 水産安全室、野々下でございます。

資料を映写させていただいております、タイトルにもしておりますが、「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」というものが、3月9日に公布いたしました。

こちら、まず、現行制度のところから説明させていただきたいと思っておりますけれども、養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止のために、日本では、水産資源保護法に基づく輸入防疫と持続的養殖生産確保法に基づく国内の防疫の二つを両輪で実施しております。

水産動物の輸入に際しては、農林水産大臣の許可が必要となる疾病を、水産資源保護法施行規則という文書・ルールにおいて輸入防疫対象疾病というものに指定し、相手国の検査証明書を求めております。その他、必要に応じて管理飼育を命ずることができることされており、そのほかの措置などによって、疾病の侵入、国内に定着していないような疾病の侵入を防ぐ仕組みをつくっているところです。

また、持続的養殖生産確保法施行規則においては、日本国内でまん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがある疾病を「特定疾病」という名前で指定し、もし万が一国内で発生してしまった場合には、その特定疾病のまん延、広がることが防止されるように、防止を図るために、養殖水産動植物の移動の制限であるとか処分、殺処分であったり埋却処分であったり、そういったものを命じることができるとされています。そういう制度が現状、現行制度としてあります。

続いて、今回改正するに至った理由になるんですけれども、近年、海水温の上昇であるとか、研究者さん方の研究の進捗・進展によって、リスクの高い新たな疾病が世界各地で見つかるなど、そういう状況、世界各国の状況がある中で、日本に輸入される水産動物が多様化している。陸上養殖等で、新たな魚、エビ、いろいろなものを養殖したいと考えられる方もおられるという中で、水産業に重大な損害を与える、先ほど言ったような疾病が日本に侵入する可能性、リスクというのは従来より高まっているというのが現状としてございます。このため、水産防疫の専門家による科学的な知見に基づく疾病のリスク評価を行ってきておまして、その評価を踏まえて、輸入防疫・国内防疫の強化を図るために、二つの施行規則の一部改正を行ったところです。

本題の改正内容の概要になりますけれども、輸入防疫を担う水産資源保護法施行規則の

一部改正の内容ですが、（１）輸入防疫対象疾病及びその対象動物の見直し。

海外で被害が報告されている甲殻類疾病である十脚目イリドウイルス病の追加。

研究が進み、日和見感染症と判明した貝類疾病であるアワビの細菌性膿疱症の削除。対象から外すということですね。

そして、最新の研究知見に基づいて、既に指定されていたエビの潜伏死病の対象動物に甲殻類を２種追加。

既に対象となっているアワビヘルペスウイルス感染症の対象動物に、豪州原産のアワビ２種を追加すること。

五つ目として、甲殻類の分類が最新の知見で変わってきている部分がありましたので、そこを制度に反映するというものを行っております。

（２）として、管理すべき期間。管理飼育というものを行っているその期間について、過去の発生事例や専門家の皆さんの御意見を踏まえて、急性肝臓壊死症という甲殻類の疾病について、管理飼育の期間を、現行10日のところを20日に延長いたしました。そういう改正をいたしました。

続いて、飛んで、４の持続的養殖生産確保法施行規則の一部改正についてです。こちら国内防疫を担っているものですが、基本的に、水産資源保護法施行規則と同様の改正を行っております。

（１）に特定疾病及びその対象の見直しということで、輸入防疫対象疾病と同じ改正を行っておりますので、こちらは詳細は割愛しますが、3月9日に改正の公布を行いました。施行は3か月後の6月9日となっております。現在、都道府県など関係者の皆さんとともに、施行に向けた体制の整備を進めているところでございます。

魚病対策の直近の動きとして御報告させていただきました。以上となります。

○廣野座長 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ありますでしょうか。

この協議会のメンバーの中にはこちらの水産防疫専門家会議のメンバーもおられると思いますし、私もメンバーとして参加しておりますけれども、今回、11年ぶりに制度の見直しをしていただいたということになります。

特にメンバー委員の方からは意見はございませんでしょうか。

引き続き、科学的知見に基づいて随時、今後アップデートしていただければと思います。

それでは、続きまして今後のスケジュールについてになります。事務局、よろしくお願いいたします。

○芳之内室長 今回12回会議ですので、次回は第13回の協議会ですけれども、また開催する目途が立ちましたら具体的に日程調査の方に入りたいと思います。、今回のことを反省しまして、なるべく早く日程をお伺いしたいと思っておりますので、また開催決定次第お知らせいたします。よろしくお願いいたします。

○廣野座長 ありがとうございます。

委員の皆様、今後も魚病対策の迅速化に向けて、引き続き御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

事務局から、ほかに何かあれば、いたします。

○芳之内室長 連絡事項でございますけれども、本日の会議で使用しました資料、それから後ほど作成します議事録につきましては、後日、農林水産省のホームページに、これまでと同様に公表いたします。

以上です。

○廣野座長 どうもありがとうございました。

それでは、これで本日の第12回魚病対策促進協議会を終了いたします。ありがとうございました。

午後3時24分 閉会